

11 自然災害に関する「警報」の発令に伴う対応について（生徒手帳より抜粋）

[気象庁の警報発令対応]

1 以下の①～③のいずれかに該当する場合、下記の「警報時の対応」に従うこと。

- ① 町田市を含んだ地域に『大雨特別警報』（警戒レベル5相当）『土砂災害警戒情報』（警戒レベル4相当）が発令されている
- ② 町田市を含んだ地域に大雨，洪水，暴風のいずれか2つ以上の警報が発令されている
- ③ 町田市を含んだ地域に暴風雪警報，大雪警報のどちらか，または両方の警報が発令されている

※「注意報」は含まれないので，注意すること。

※テレビ放送・インターネットで，多摩西部，多摩南部などの区域で発表されている場合，町田市を含む『多摩南部地域』に警報が発令されているかどうかで判断をすること。

※居住する市区町村において同様の警報が発令されている場合には，身の安全を最優先に考えて自宅に待機し，午前8時以降に学校に連絡をした上で，学校の指示に従うこと。

警報時の対応

午前7時の時点で①～③に該当する場合 ⇒ 3限から授業開始

午前9時の時点で①～③に該当する場合 ⇒ 5限から授業開始

午前11時の時点で①～③に該当する場合 ⇒ 全日，自宅学習

※午前11時以降，天候が回復した場合でも，自宅学習とする。

[自然災害（雪等）に伴う交通機関運休の対応]

2 学校の対応は，以下のとおりとする。（横浜線の運行を基準とする）

午前7時の時点で横浜線が運行されていない場合 ⇒ 3限から授業開始

午前9時の時点で横浜線が運行されていない場合 ⇒ 5限から授業開始

午前11時の時点で横浜線が運行されていない場合 ⇒ 全日，自宅学習とする

[その他]

3 下校等の措置(授業打ち切り)は，気象情報，交通機関の状況により判断する。

4 警報等が解除され授業が行われる際や，上記1及び2に該当しないが交通機関の運行が乱れている等の場合，生徒は危険のない範囲で登校すること。通学途中での電車，バスの運行状況による欠席・遅刻等については配慮します。必要に応じて学校に連絡をすること。

5 登校が不可能な場合，必ず学校に連絡すること。欠席については配慮する。